

令和4年度決算に基づく健全化判断比率の状況について

(単位：%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
131113	東京都	大田区	— (-1.54)	— (-2.64)	-2.6	— (-89.6)

(注1)実質赤字比率及び連結実質赤字比率における『—』は黒字を示す。

(注2)将来負担比率における『—』は、将来負担額よりも充当可能財源が多いことを示す。

(注3)実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率の括弧内の比率は、算出した比率を実数で表したものである。

(単位：%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
174,592,560	0					

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、上記のとおり健全化判断比率を監査委員の意見書を付して報告する。

令和5年9月14日

提出者 大田区長 鈴木 晶雅

(写)

5大監発第10140号
令和5年8月30日

大田区長
鈴木晶雅様

大田区監査委員	河野秀夫
大田区監査委員	鳥海伸彦
大田区監査委員	大森昭彦
大田区監査委員	末安広明

令和4年度大田区財政健全化に関する審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和4年度大田区財政健全化判断比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別添のとおり意見を提出します。

令和 4 年 度

(2022 年度)

大田区財政健全化に関する審査意見書

大田区監査委員

令和4年度大田区財政健全化に関する審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和4年度大田区財政健全化判断比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和5年8月30日

大田区監査委員 河野 秀夫

大田区監査委員 鳥海 伸彦

大田区監査委員 大森 昭彦

大田区監査委員 末安 広明

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、区長から提出された令和4年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、大田区監査基準に準拠して審査した。

2 審査の期間

令和5年6月30日から同年8月22日まで

3 審査の方法

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かを主眼として、計数の確認、証拠書類等の照合及び説明聴取等により審査を実施した。関係部局等からの説明聴取は、令和5年8月16日に実施した。

第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であり適正に作成されているものと認めた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度 (参考)	令和2年度 (参考)	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率 〈一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率〉	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率 〈一般会計等の実質赤字額に3公営事業会計の資金不足額の合計を加えた、連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率〉	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率 〈一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、3か年の平均〉	△2.6	△2.6	△3.7	25.0	35.0
将来負担比率 〈一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率〉	—	—	—	350.0	

【備考】 実質赤字額、連結実質赤字額又は将来負担比率がない場合は、総務省の記載要領により「—」で表示した。

第3 意見

令和4年度決算における健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政が健全であることを認めた。

報告第 30 号

民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記調書のとおり民事訴訟の提起に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

大田区奨学金返還請求に関する訴えの提起に係る専決処分調書

番号	訴訟の目的の価額	概 要
	専 決 処 分 日	
1	273 万 6,000 円	(1) 被 告 債務者及び連帯保証人 (2) 貸付総額 273 万 6,000 円 (3) 貸付期間 平成 20 年 4 月から平成 22 年 3 月まで
	令和 5 年 8 月 15 日	平成 23 年 4 月から平成 27 年 3 月まで
2	115 万 6,000 円	(1) 被 告 債務者及び連帯保証人 (2) 貸付総額 115 万 6,000 円 (3) 貸付期間 平成 20 年 4 月から平成 23 年 3 月まで
	令和 5 年 8 月 15 日	
3	204 万 2,000 円	(1) 被 告 債務者及び連帯保証人 (2) 貸付総額 211 万 2,000 円 (3) 貸付期間 平成 21 年 4 月から平成 25 年 3 月まで
	令和 5 年 8 月 15 日	
4	326 万 8,000 円	(1) 被 告 債務者及び連帯保証人 (2) 貸付総額 326 万 8,000 円 (3) 貸付期間 平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月まで
	令和 5 年 8 月 15 日	平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月まで 平成 26 年 4 月から平成 28 年 3 月まで

報告第 31 号

民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記調書のとおり民事訴訟の提起に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

建物明渡し等を求める訴えの提起に係る専決処分調書

番号	訴訟の目的の価額	概 要
	専 決 処 分 日	
1	0 円	(1) 被告 債務者 (2) 請求の原因 大田区営住宅（大森西一丁目）の使用名義人が、使用料及び共益費を滞納したまま行方不明になり、住宅が占有し続けられているため (3) 請求の要旨 ア 建物の明渡し イ 滞納使用料及び滞納共益費並びに明渡し の遅延に係る損害金の支払
	令和 5 年 8 月 17 日	

報告第 32 号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

番号	件名	賠償金額	概要
		専決処分日	
1	ごみ収集作業車による負傷事故	75 万 4,840 円	令和 3 年 12 月 25 日午前 9 時 5 分頃、職員がごみ収集作業車を運転中、久が原五丁目 4 番先の交差点に減速しながら進入したところ、当該交差点右側から一時停止をせずに直進してきた相手方自転車と接触し、相手方が負傷した。 (環境清掃部)
		令和 5 年 6 月 27 日	
2	庁有車による負傷事故	99 万 2,421 円	令和 5 年 1 月 7 日午前 9 時 20 分頃、職員が庁有車を運転中、久が原二丁目 28 番先の交差点に減速しながら進入したところ、進行方向右側から当該交差点に減速せずに進入してきた相手方自転車と接触し、相手方が負傷した。 (環境清掃部)
		令和 5 年 7 月 28 日	

報告第 33 号

呑川合流改善貯留施設立坑設置工事請負契約の専決処分の報告について
大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当初金額	金 28 億 6,550 万円
第 1 回変更後金額	金 28 億 9,295 万 6,000 円
第 2 回変更後金額	金 29 億 661 万 8,000 円
今回変更後金額	金 29 億 8,307 万 9,000 円

2 工期

当初工期	令和 6 年 3 月 14 日
第 1 回変更後工期	令和 6 年 11 月 7 日
今回変更後工期	令和 7 年 2 月 7 日

3 専決処分日

令和 5 年 7 月 19 日

(説明)

令和 4 年第 1 回区議会定例会において議決された、呑川合流改善貯留施設立坑設置工事請負契約について、土質調査を行ったところ、想定より地盤の強度が高い層が多く存在し、掘削に要する日数が増加したことなどのため、一部変更した。